

午後四時二分開会

○衆議院議長（森英介君） 本日は、お忙しいところをお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の全体会議からちようど一か月が経過いたしました。その間に、中道改革連合において党としての見解をおまとめいただいたと伺っておりますので、早速ではございますが、まず、中道改革連合から改めて主要論点を中心に御意見を表明していただきたいと思います。発言時間は五分程度でお願いいたします。どうぞ。

○衆議院議員（笠浩史君） 中道改革連合の笠浩史です。

去る四月十五日の衆参正副議長主宰の全体会議において、党内論議の現状について御報告をいたしました。次回の全体会議に向けて私ども中道改革連合としての意見集約を進めるよう要請があったことを受けて、党内で更に真摯に議論を重ねてまいりました。本日は、私ども中道改革連合としての意見の取りまとめの内容について御報告を申し上げます。

まず、皇位継承の基本的前提として、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないことを確認いたしました。

その上で、現時点において講ずべき皇族数確保の具体的方策について、この間、第一案、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持と、第二案、皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて議論をしてまいりましたが、第一案を優先的な方策と

して、内親王、女王殿下が婚姻後も皇族の身分を保持することを認めるべきであるといったしました。女性皇族方が婚姻後もしつかりと皇室に残っておられることを第一に優先すべきです。

なお、現在の内親王殿下、女王殿下におかれては、婚姻後に皇籍を離脱すると現行制度の下で人生を歩んでこられたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて一定の配慮をすべきであると考えます。

新しい制度の下、内親王、女王殿下が婚姻後も皇族の身分を保持することとなった場合において、その配偶者及び子の皇族の身分については、当事者の意思を尊重することが大事であることから、当事者の御意向など個別の事情等を勘案しながら、適時適切に対応するものいたしました。この点については、今回の皇室典範の改正において、より法規範性の強い附則の検討事項として定めることを求めることといたしました。

そして、皇族数確保のためには、あらゆる方策を選択肢として追求すべきであることから、第二案についても、現行法の下で皇族には認められていない養子縁組について、一九四七（昭和二十二）年十月に皇籍を離脱したいわゆる旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々を対象に、これを制度化することも考えられるといたしました。

なお、様々な観点からの疑問や課題が指摘されていたこともあり、養子縁組の制度化に当たっては、象徴天皇制が国民の総意に基づくものであることに鑑み、国民の理解を得るべく、養親、養子

双方の自由意思に基づくものであることを確認した上で、法的な整理を含めて、その要件、手続等について慎重な制度設計を行わなければならないこととしていきます。

次に、今後の議論の運びについて申し上げます。衆参正副議長におかれましては、憲法第一条で天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくものとされていることに鑑み、全国民を代表する国会において熟議を尽くしながら立法院の総意を取りまとめ、国民の総意を見出していくという基本姿勢の下で今後の取りまとめに当たっていただきたいと存じます。

そして、衆参正副議長におかれては、政府に対し、皇室典範改正案を立案するに当たっては、立法院の総意を厳粛に受け止めて誠実に立案作業を行うものとし、その要綱案ができた段階で衆参正副議長に報告するとともに、各党各会派に対して説明するよう要請をしていただくとともに、立法院の確認を得た上で、政府は閣法として皇室典範改正案を国会に提出するように取り運ぶことを求めていると存じます。退位特例法の制定過程に倣い、立法院の総意の実現に責任を持つという姿勢で立法院が積極的に関わっていくべきであり、段階ごとにしつかりと丁寧に議論することが重要であると考えます。

最後に、今後の課題について申し上げます。現在の皇室が天皇陛下、上皇陛下及び四方の皇族方で構成されている中で、悠仁親王殿下以外の未婚の皇族五方は全員が女性であり、現行制度のままでは、悠仁親王殿下が即位をされたときに

同世代以下の皇族がいなくなることも想定されま
す。

このため、これまで、皇位継承の問題とは切り
離して、皇族数の確保を喫緊の課題として、衆参
正副議長の下、立法院の全体会議における議論が
進められてきたと考えています。

しかしながら、今回の措置はあくまでも緊急の
措置であって、安定的な皇位継承を確保するため
の方策を引き続き議論していくことは、退位特例
法の附帯決議で要請されているように必須の事柄
であり、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承につ
いては、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚をめぐる
状況も踏まえて、女性天皇の是非なども含めて、
静かな環境の下で議論を深めていかなければなら
ないことを強く申し上げたいと存じます。

今回の取りまとめは、一つの区切りではありま
すが、決して議論の終わりではありません。むし
ろスタートです。我々中道改革連合は、今後、立
法府の総意の取りまとめを踏まえ、政府から示さ
れる皇室典範改正案の制度設計に責任を持って関
わっていくとともに、次代以降の安定的な皇位継
承に向けた議論において、決して歩みを止めるこ
となく、主導的な役割を果たしていく決意である
ことを申し上げ、意見表明いたします。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます
した。
中道改革連合から提出されました資料につきま
しては、会議終了後の記者会見で配付するととも
に、両院のホームページに掲載することとしたし

ます。

この際、立法院の総意の取りまとめに向けた自
由討議を行いたいと思います。

発言を希望される方は、お手元の政党派名の
書かれた名札をお立ていただき、指名を受けた後、
御発言ください。発言が終わりましたら、名札を
戻していただくようお願いいたします。発言時間
は一回につき三分程度でお願いいたします。

それでは、発言を希望される方は、名札をお立
てください。

○参議院議員（長浜博行君） 中道の皆様方がま
とめられたことに敬意を表したいと思います。

しかし、前回発言をさせていただいたように、
今やるべきことは、附帯決議にあるように、国会
は安定的な皇位継承を確保するための方策につい
て立法院の総意がまとめられるよう検討を行うも
のとすること、この問題に正面から議論をしなけ
ればいけないというふうに思っております。

前回は、二〇〇五年、「皇室典範に関する有識
者会議報告書」の再確認、再認識を提起をさせて
いただきました。これも前回申し上げたことであ
りますが、政府の長が国論を二分する課題に取
り組むということをはっきりとおっしゃっている
わけでございますので、静ひつな環境という状況
にはないと思っておりますので、立法院も覚悟を
決めて、国論を二分する課題に真っ正面から取り
組むことを私はお願いをしたいと思っております。
また、中道の皆さんの報告書にあるように、も
し今回の措置を皇位継承の問題と切り離して皇族

数の確保を喫緊の課題とするのであるならば、女
性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持できることと
すること、皇室典範第十二条の改正とすべきでは
ないかというふうに思います。附帯決議に文言す
らない養子制度の導入の議論は、極めて慎重な検
討が必要だということを重ねて申し上げます。

今まで八十年間にわたり改正されなかった皇室
典範、上皇陛下の退位ときには特例法という形
で対応させていただいた記憶がございますが、皇
室典範改正の議論は、段階を踏んで丁寧に行うべ
きではないかなというふうに思っております。

主権者である国民の理解が得られることは当然
ですし、長い皇位継承の歴史と伝統を継承する歴
代百二十六代の天皇が男系継承だということは疑
いの余地もないことでありますが、それは御承知
のように側室制度と相まって成り立ってきたとい
うことがあるわけでございます。

また、当事者である皇族の方々の思いを踏まえ
ることということも中道の方はおっしゃっておら
れましたけれども、まさに生前退位の実現、ちよ
うど十年前のことではありますが、八月八日の象徴
としてのお務めについての天皇陛下のお言葉、こ
のお言葉を、国民が理解をしながら、国会議員が
いわゆる生前退位の問題に道をつけていったわけ
であります。あのときの立法院の総意というある
種の感動を思い出すわけでありますが、立法院の
総意をまとめることについて、今の点も含めまし
て、両院議長、副議長には御配慮をお願いいたし
ます。

どうもありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君）

○参議院議員（小池晃君）

次に、日本共産党。前回会議でも申し上げましたが、論点を、女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分と、皇統に属する男系男子の養子縁組という二点に絞るといやり方は極めて強引であります。このまま取りまとめようとするには反対をいたします。

天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきであります。二つの論点共に、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則になっている。これは、憲法上も重大な問題がございます。

日本国憲法は、日本国民統合の象徴である天皇の地位の根拠は主権の存する国民の総意に基づくとしており、この規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは、男女平等を掲げる憲法の精神に反するものと考えます。したがって、女性天皇、女系天皇について正面から議論すべきであります。

その点から、第一の論点とされました女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分については、なぜ女性・女系天皇を認めて男性皇族と同等の制度としないのか、女性の場合にのみ宮家創設を認めず、配偶者や子に皇族の身分を与えないことは、男女平等を掲げる憲法の精神に反すると考えます。この案については認められず、反対をいたします。

第二の論点とされた皇統に属する男系男子の養

子縁組には更に重大な問題があります。

養子縁組、旧皇族の皇籍復帰という案は、そもそも二〇〇五年の有識者会議の報告書で、「国民の理解と支持、安定性、伝統のいづれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難である。」と指摘をされ、否定されたものであります。

十一宮家といいますが、二〇〇五年報告書は、今の天皇との「共通の祖先は約六百年前の室町時代までさかのぼる遠い血筋の方々である」ということを指摘をし、「これらの方々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念される。皇族として親しまれていることが過去のどの時代よりも重要な意味を持つ象徴天皇の制度の下では、このような方策につき国民の理解と支持を得ることは難しい」と述べています。こうした二〇〇五年報告書の問題提起を覆す論拠については、何も示されていないと思います。

また、旧宮家の子孫だといって、一般国民として生まれ育った人を特別な身分である皇族とすることは、憲法十四条一項が否定した門地による差別に抵触をいたします。憲法上の疑義があり、深刻な問題が生じるものであり、第二の論点についても明確に反対いたします。

前回の会議で、衆議院議長は、今国会中には是非とも皇室典範改正案の成立にまでこぎ着けたいと述べられました。憲法上の疑義がある問題を数の力で押し切るようなことはあってはならないと思えます。

しかも、どの世論調査を見ても、国民の大多数

が女性天皇に賛成しています。日本国憲法が定めた天皇の地位の根拠は国民の総意に基づくものである以上、この世論を無視する形で進めること自体が憲法の条項と精神に反するものであります。議論を白紙に戻して、女性天皇について正面から議論すべきです。

今回の全体会議をもって両院正副議長による取りまとめの調整に入るには反対であり、引き続き国民の幅広い意見を聞き、議論を続けるべきだと申し上げます。

以上です。

○衆議院議長（森英介君）

次に、れいわ新選組

○衆議院議員（山本ジョージ君）

れいわ新選組としても一言申し上げさせていただきます。改めて申し上げたいのは、政府がこの問題についての議論を、限られた有権者だけではなく、主権者である国民の幅広い議論に委ねるとい努力を行ってきたかという点です。議論の枠組みを一方的に規定される中で行われたこの間の全体会議でありますとか、あるいは各党の個別意見聴取を中心に行ったこの二年間の議論も、やはり同様の問題を抱えていると思えます。

ですから、私たちがれいわ新選組は、この全体会議の意見集約を急ぐべきではないと考えます。憲法第一条に規定されている皇室の位置づけについて議論を行う場合は、やはり、より幅広く、開かれた議論を行うべきであったのではないかと思います。

したがって、大前提として、単に政府の有識者会議の立場を前提にした議論を継続するのではな

く、国民的議論を行うための仕切り直しを行うべきだというのが私たちの意見でございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、日本保守党。
○参議院議員（百田尚樹君） 日本保守党の百田尚樹です。

前回は申し上げましたが、日本とともにあられ、我が国の歴史とほぼ同じ長き伝統を有する皇室に對して、一介の国会議員にすぎない者が意見を表明することは誠に恐れ多いことは存じますが、あえて一言申し上げます。

日本保守党の意見は、前回と変わりなく、最優先に考えるべきは将来の皇統の安定的な継承、すなわち、悠仁親王殿下の後の代となっても男系男子での継承が可能となる方法をまず取るべきだということことです。

その方法とは、皇統に属する男系男子の養子縁組です。今回、保守党としましては、改めて、旧宮家の男系男子の養子縁組に向けた法改正を速やかに進めることを希望いたします。

女性皇族の御婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分につきましては、前回、私も保守党だけが賛成しないという意見を表明いたしました。

この意見は今回も変わらずですが、加えて申し上げたいことは、まず、女性皇族の方々に御結婚後も公務をお続けいただくよう、政府から要請、お願いを申し上げます。このことを決めてはいかかかということですが、その上で、御結婚後の身分保持については、様々な懸念が示されている現状です。今直ちに議論せずともよいのではないで

しょうか。

民間男性の元に嫁がれた女性皇族をそのまま皇族の身分保持とすれば、将来的にその配偶者あるいはお子様を皇族にという声が起こる可能性があります。これは、男系の流れをくまない民間人が皇族になるという、全く先例のない事態となります。

言うまでもないことですが、皇統は世論で決定する事柄ではありません。世界で最も長く続く男系の皇統を守るという原則に鑑みれば、第一案の女性皇族の身分保持は、将来的な一種のリスクを包含することとなります。保守党としては、そのような案に乗ることはできません。長い歴史上一例もなかったところに踏み込むリスクは避けておきたいという考えからです。

いま一度申し上げますが、長い歴史を持つ日本の国体に対して、私たちは常に謙虚であらねばならないと思います。二千年の伝統を持つ国体を我々が現代の感覚で触ることへの恐れ、これを私たちは忘れるべきではないと考えます。ですから、女性皇族の御婚姻後の身分保持のテーマと旧宮家の男系男子の縁組についてのテーマをまとめて決める問題ではないと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○衆議院議長（森英介君） 社会民主党。
○参議院議員（福島みずほ君） 社会民主党から一言申し上げます。

憲法第一条は、天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくとされています。まさに象徴天皇の中で国民の総意に基づく憲法が決められて

ることは極めて大事なことだと思います。先ほど中道改革からありましたが、第一に、主権者である国民の理解が得られるものでなければならぬ、これはとても重要なことだと考えております。世論調査によれば圧倒的に、八割、九割、女性天皇を認めるべきだという結論が出ております。養子縁組は認めるべきでないというのも、圧倒的に多く世論調査で認められております。なぜかこの議論とは全く違う、まあ、世論調査も取り方や、それが全てではありませんが、恐らく、国民の皆さんの多くは女性天皇を認めてもいいのではないかというふうに思っている人が多いと思います。

女性天皇は過去の日本の歴史において存在をしていらつしやいました。推古天皇を始め女性の天皇はいらつしやったわけです。ですから、日本国憲法がある中で、そして女性差別撤廃条約を批准している中で、なぜ女性天皇を認めないのかというのには私は理解ができません。それは国民の多くも恐らく理解をしない、なぜ認めないのかということになると思います。それは逆に天皇制そのものを揺らがしてしまうのではないかとすら思います。

二点目の論点である養子縁組の件ですが、戦後、皇室典範ができたときに、養子縁組を廃止をいたしました。それはなぜかというのを調べたときに、やはり恣意的になるとか様々な理由があつて養子縁組は廃止をされました。養子縁組というのは、この子を養子にしようとして養親と養子で養子縁組をするわけで、それは非常に人為的なもので、

その合理性や、なぜその人を皇族に養子縁組として引き入れるのかというものの回答はなかなか得られないというふうに思っております。

男性を無理やり養子縁組で皇族にする根本的な理由は、女性天皇を認めないということに由来していると思います。実際、女性の皇族はいらっしゃるわけですし。そうだとすると、なぜここでそのことに固執するのかというのが理解ができません。

憲法一条の主権の存する日本国民の総意に基づくという意味を私たちはやはり大事にすべきではないでしょうか。その意味で、皇室典範の改正法案を今国会に出すというのは拙速であり、禍根を残すというふうに思っております。なぜ、たくさんある論点のうちの一部のみを取り上げてやるのか理解ができません。ですから、拙速にやらないで、やはりきちっと議論をすべきだということをお願い申し上げます。

○衆議院議長（森英介君） 沖縄の風。

○参議院議員（高良沙哉君） 沖縄の風からも一言申し上げます。

静ひつな討議の場を御準備いただいていることに感謝申し上げます。

その上で一言申し上げたいと思います。
昨日午後、全体会議の取りまとめを行っていらっしゃる森衆議院議長と特定政党の方々が、今後の進め方や取りまとめに向けたスケジュールなどについて意見を交わしたとの報道がありました。静ひつな討議の場で中立公正な全体会議運営を進めていただくためには、外観的な中立性を保つた

めにも慎重な振る舞いが求められているところで、国民から見ても、特定党派の意見に基づく結論ありきの場との誤解を招かないように、全体会議として、一人一人が襟を正さなければならぬとの思いを新たにしたいところでございます。
加えて少し申し上げます。

まず、前回も申し上げましたけれども、養子の議論については、沖縄の風としては反対をいたしております。唐突感を否めない議論です。
そしてまた、この皇室典範改正に関わる議論が、やはり現行憲法に基づく議論でなければならぬと強く感じています。

男子が生まれるのか、女子が生まれるのかというのは偶然のことです。男系男子によった制度を持ち続けていることそのものが、制度を非常に不安定にしているのではないのでしょうか。現行憲法の平等原則を皇室典範にも及ぼす、そのための議論をしていくことが、主権者である国民の理解を得ることにもつながっていくと考えます。

また、先ほど来ありますが、国民の負託に応じて、やはり女性にも皇位が継承される制度の議論を進めていかなくてはいけないと思います。立法院の総意というこの重要な要件を満たしていくためにも、拙速な議論をしていくべきではないと考えます。

沖縄の風からは以上です。

○衆議院議長（森英介君） 日本維新の会。

○参議院議員（藤田文武君） 日本維新の会を代表して申し上げます。

まずもって、中道改革連合さんがお約束どおり

意見をまとめていただいたこと、心から敬意を表したいと思えます。

その上で幾つか触れたいと思います。
内親王、女王殿下の身分保持と養子案につきまして、一案である内親王、女王殿下の身分保持を優先的な方策というふうに書いていただいております。これは受け止めたいと思いますが、我が党は改めて、二案である養子縁組を優先的にすべきだ、こういう意見でございます。様々な政党がございまして、それぞれの優先順位や思いはあるというふうに認識しておりますので、否定するものではありませんが、改めて申し述べたいと思います。

それから、配偶者及び子の皇族の身分につきまして、そもそも、公明党さんと立憲民主党さんという、この件についても違う意見を持たれていた方を源流とされる政党でありますから、非常にまとめるのが難しいのは承知の上で敬意を表したいというふうに思いますけれども、ここにつきましては、我が党は明確に強く反対をしておきたいというふうに思います。

といいますのは、先例を重視すべきだということがありまして、女王、内親王の身分保持についてはぎりぎり先例はありますけれども、その配偶者及び子の身分につきまして皇族とするということとはこれまで一例も、この二千年に及ぶ歴史の中でないということでありまして、そこに對しては抑制的に考えるべきだということを改めて申し述べたいと思えます。

中道改革連合さんがこうして真摯に取りまとめ

をしていただいたことに改めて感謝を申し上げます。そして今日、皆さんからもコメントをいただいた上で、私もこれまでと同じような意見の繰り返しになっておりますが、確認をさせていただいております。

といいますのは、恐らく、皆さんにこの数年間向き合っていたにつきまして、かなり論点が出尽くしたというステージに來たんだというふうに思います。

つきましては、両議長、副議長に強くお願い申し上げます。この意見をそれぞれ尊重しながら受け止めていただきまして取りまとめをし、立法院の総意としてまとめていただくことを要請したいと思います。

その上で、今日これで、皆さんから御意見をいただいたところで議論を終局するというのが適切であろうというふうに意見を表明したいと思いません。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、自由民主党。

○衆議院議員（小林鷹之君） 先ほど中道改革連合の笠本部長から党としての見解が示されました。党内での議論を尽くされて取りまとめられたことにつきまして、まずは心から敬意を表したいと思いません。

中道改革連合におきまして取りまとめられた考え方は、我が党を始め多くの党派と基本的な認識が一致しているものと理解をいたしました。もちろん、一部、意見の異なるところや優先順位が異なるところはありますけれども、これをもって全

体会議としての取りまとめができるものと考えております。

制度の詳細については、全体会議における取りまとめを踏まえて、政府においてしっかりと検討すべきものと考えております。

つきましては、衆参正副議長におかれては、旧十一宮家の男系男子孫を皇族の養子に迎えることができるようにすること、そして、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとし、配偶者と子は皇族としないことというところで取りまとめていただきたいと思います。

なお、一点のみ付言をすれば、これまでも我が党として申し上げてきたことでございますが、皇統に属する男系男子でない配偶者と子に皇族の身分を与えることは歴史上前例がなく、男系継承という皇室制度の根本に関わることであり、容認し得ないとの認識は、我が党を含め多くの党が共有していることについて、取りまとめの際には御留意をいただければと思います。

その上で、来週にも次回全体会議を開催をいただいて、取りまとめを示していただいた上で、政府に対して法案作成を指示していただきたいと考えております。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 国民民主党。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） 私からも、中道改革連合の笠さん始め関係の皆様の御尽力で御意見をまとめられたことには心から敬意を表したいというふうに思います。

その上で、三点申し上げたいと思いますが、ま

ず、女性皇族が婚姻後もその身分を保持することについては中道改革連合さんとしても賛意を示されたと理解しておりますが、問題は配偶者と子供についてでありますけれども、これは、我が党、前回は申し上げましたが、皇族という特別の身分を配偶者と子については有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けるということが過去の皇室の歴史に整合的であるということをまず申し上げます。

その上で、例えば准皇族として一代に限り皇室同様の処遇を認めることは不自然ではないと考えますので、様々、ここについては附則で書いていくなどの提案もありましたけれども、例えば准皇族として一代に限って皇室同様の処遇を認めるということも併せて御検討いただければというふうに思います。

二点目は、旧十一宮家の男系男子が皇籍を養子縁組によって取得できる仕組みを整えるということについてでありますけれども、これは、現行憲法、また現行の皇室典範の施行後五か月間、現在の日本国憲法下で皇位継承の資格を有していたという方々については皇籍を取得できる仕組みを整えるということについてもこれは自然ではないか、また、伝統的な男系継承を維持するための現実的な処方箋ではないかというふうに考えます。

その上で、幾つか御懸念も示されたこともあります。

先ほど典範は段階を踏んで改正していくべきという御意見がありました。例えば、皇室の子孫であれば誰でも皇族になれるようにするのはや

り避けるべきだと思いますので、その意味では、典範の十五条の改正というよりも特措法ということとで、あくまで特別なものだとということとで旧十一宮家に限って対応するということを明確にしているということも、法技術的には一つのやり方ではないかなというふうに思います。

最後に、三点目でありませけれども、いずれにしても、皇位の安定継承あるいは皇族数の確保についても、皇位の選肢肢を増やす議論でありますので、我が党としては、第一案、第二案を共に並行して速やかに実現につなげていくことが立法院としての責任ではないかと思えますので、両院の議長、副議長におかれては、速やかな取りまとめを是非お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、参政党。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党です。

我が党も、三点申し述べたいと思います。

我が党も、旧十一宮家の男性の方に限って養子縁組をするという二案の方を優先的に進めていくべきであるという意見でございます。

それから二点目ですけれども、結婚後の女性の皇族の方に皇族としての身分を持つていただくということに関しては賛成しておりますけれども、もしその範囲を配偶者にまでということになるのであれば我が党は賛成できないということになります。その場合は、女性の方にも皇族としての身分を外れていただいた上で公務には御協力いただくというふうなやり方もあるのではないかとこのように思いますので、女性宮家みたいなものが創

設されないように、そこはしっかりと線引きをしていただきたいと思います。ふうに考えております。

三点目は、中道改革連合さんがこうやって短期間で意見を取りまとめたいただきましたので、何としてもこの国会で法案をまとめ、審議に入っていただきたいということ強く要望したいと思います。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、公明党。

○参議院議員（西田実仁君） まず、中道改革連合の取りまとめにつきまして、党内見解を真摯に取りまとめられたことを高く評価をさせていただきますと思います。全体として非常にバランスが取れており、公明党としても十分に歩み寄れる内容であると思えます。

養子縁組について慎重な制度設計を求める点については、我が党におきましても、皇室会議の議を経ることなどを既に提案しているところであることを申し添えておきたいと思えます。

かくなる上は、両院正副議長の下で、立法院の総意の形成に向けて取りまとめをしていくべきであると思えます。

悠仁親王殿下までの皇位継承の流れは決してゆるがせにしてはなりません。次代以降の在り方については、悠仁様、愛子様、佳子様、そして養子となられた方の次世代の方々が出そう頃、静かな環境で議論を深めるべき課題であると思えます。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） それでは、これももちまして、取りまとめに向けた自由討議は終了い

たします。

立法院の総意の取りまとめについて貴重な御意見をいただき、感謝を申し上げます。

前回の全体会議における御意見、そして今回の全体会議で表明された御意見を踏まえますと、全ての政党会派が一致しているわけではございませんが、多くの政党会派が早期の取りまとめを求めている状況にあると受け止めます。

両院正副議長の立場にある我々四人でも事前に協議をいたしました。政府の有識者会議についての説明を受けてから既に四年余りが経過していることなどを踏まえますと、できるだけ速やかに立法院の総意を取りまとめることが必要との認識で一致をいたしております。今後は、両院正副議長の四者で立法院の総意の取りまとめに向けた調整を行っていきたく存じます。

この調整は、様々な御意見をいただいたことを踏まえ、必要に応じて各党各会派の皆様とも意見交換を行いながら進めてまいりたいと思えますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ここで、資料を配付してください。

ここでは、今後の全体会議の進め方について、配付の資料のような形で進めてまいりたいと考えております。

まず、今回の全体会議において両院正副議長取りまとめ案を提示させていただき、お持ち帰りの上、御検討いただきたいと存じます。

その上で、各党各会派からの御意見を踏まえ、必要に応じて修正を行い、その次の全体会議において御賛同が得られれば最終的に立法院の総意と

しての取りまとめを決定し、両院正副議長から総理に伝達することといたしたいと考えております。

その後、政府において必要な皇室典範改正案等を立案をしていただきまして、両院正副議長四者で骨子を確認した上で、全体会議に要綱を御提示いただき、その内容が取りまとめに沿ったものであることを確認することにしたと存じます。その確認後に、皇室典範改正案等を国会に提出していただくという段取りで進めてまいりたいと存じます。

会期が残り少なくなり、ほかに様々な懸案事項もあります。本件はこれ以上先送りできない課題であり、私としては、来週以降できるだけ速やかに立法院の総意の取りまとめに入りたいと考えております。

何とぞ、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて本日の全体会議は終了といたします。ありがとうございます。

午後四時四十三分散会